

米沢市学校給食共同調理場整備運営事業検証委員会傍聴要領

(目的)

第1条 この要領は、米沢市教育委員会が設置する米沢市学校給食共同調理場整備運営事業検証委員会（以下「委員会」という。）の会議（以下「会議」という。）を傍聴する場合の手続き、傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続き)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、住所及び氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

(傍聴人の制限)

第3条 委員会委員長（以下「委員長」という。）は、会議を平穏かつ円滑に運営するため、あらかじめ傍聴することができる人数を定めるものとする。

2 委員長は、会議を傍聴しようとする者があらかじめ定めた人数を超えたときは、傍聴することができる者を抽選の方法により決定するものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 委員長は、次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許さない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 危険物、ラジオ、拡声器その他会議の妨害となると認められる器物を携帯している者
- (3) 前2号のほか、委員長又は米沢市教育委員会が、傍聴を不適當と認める者

(傍聴人の遵守すべき事項)

第5条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
 - (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) 飲食し、又は喫煙すること。
 - (5) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動を行うこと。
- 2 委員長は、前項各号のいずれかの行為を行った傍聴人に対し、これを制止したにもかかわらず、当該傍聴人がその制止に従わないときは、その者に退場を命じることができる。

(写真、動画の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、動画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長又は米沢市教育委員会の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 委員会が会議を公開しないこととしたとき、又は委員長が第5条第2項の規定により退場を命じられたときは、傍聴人は、速やかに退場しなければならない。

(指示の遵守)

第8条 前各条のほか、傍聴人は、委員長及び係員の指示に従わなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関して必要な事項は、米沢市教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年1月25日から施行する。